

他のまちづくり等に対する支援制度

【各制度の詳しい内容等については、関係部署にお問合せください。】

活動に必要な物品の無償貸出し

概要：まちづくり活動に必要な物品を貸し出します。
対象団体：3人以上で構成される団体
貸出期間：1週間以内
貸出物品：テント、プロジェクター・スクリーン、アンプ・マイクセット、ハンズフリー拡声器 など
貸出時期：随時
問合せ先：**各区まちづくり支援センター**
(地域起こし推進課内。電話番号は表紙にあります。)

住宅団地における住替え促進事業

概要：市内の169の住宅団地を対象に、一定期間空き家となっている住宅を活用し、リフォーム費や家賃の一部を補助することにより、子育て世帯(小学生以下の子(出産予定を含む)がいる世帯)の住替えを促進します。
※ 町内会等の自治組織が作成する「空き家活用計画書」に記載された空き家が対象になります。
補助対象者：
・リフォーム費補助：空き家所有者、入居者(子育て世帯)
・家賃補助：入居者(子育て世帯)
補助内容：
・リフォーム費補助(補助率1/2(上限50万円))
・家賃補助(補助率1/2(上限2万円/月、最大24か月))
申請時期：5月頃(先着順)
問合せ先：**市役所都市整備局住宅政策課**
(TEL082-504-2292)

「協同労働」による地域での起業支援

概要：「協同労働(※)」の仕組みを活用して地域課題の解決に取り組む意欲のある皆さんを中心としたプロジェクトの立ち上げを以下の2方向から支援します。

※「協同労働」…みんなが自らできる範囲で出資し、みんなが対等な立場でアイデアを出し合って人と地域に役立つ仕事に取り組む仕組み

- ① 広島市協同労働支援センターによる支援
専門のコーディネーターが、事業の立ち上げから立ち上げ後のフォローアップまで寄り添って支援します。
- ② 立ち上げ経費の補助
事業の立ち上げの目途が立った団体に対して、立ち上げに要する経費の一部を補助します。
ア 補助内容：補助率1/2(上限100万円)
イ 補助金交付要件
・広島市を拠点に活動し、構成員が3名以上であること。
・地域の課題に取り組み、地域の活性化につながる事業であること。
・事業の継続に必要な収益が見込まれること。
問合せ先：広島市協同労働支援センター(TEL082-554-4400)

地域高齢者交流サロン運営事業補助金

概要：地域団体が実施している「ふれあい・いきいきサロン」などを活用し、高齢者の誰もが参加でき、介護予防に資する様々な「通いの場」の活性化を図るため、補助金を交付します。
対象団体：サロンを実施する団体(町内会・自治会、地区社協、NPO法人、ボランティア団体など)
対象となるサロン活動：
① 利用者：地域の高齢者であれば誰でも参加可能
② 利用料：会場費や飲食費等の実費のみ(会費として参加者から一律の金額を徴収することも可)
③ 活動内容等：原則月1回以上定期的に開催し、概ね10名以上の参加者がいること。
④ 活動場所：申請団体において確保すること(集会所、公民館、民間施設等)。
補助金額：1か所につき上限5万円/年(補助期間は3年間を限度とします。)
※ 週1回以上、1回当たり概ね30分以上の運動を実施するサロンについては、地域介護予防拠点として5万円の上乗せ補助を申請することができます。
申請時期：4月頃
問合せ先：**各区社会福祉協議会**
TEL 中：082-249-3114
東：082-263-8443
南：082-251-0525
西：082-294-0104
安佐南：082-831-5011
安佐北：082-814-0811
安芸：082-821-2501
佐伯：082-921-3113

ひと・まち広島未来づくりファンド(Hm²：ふむふむ)

概要：心豊かでいきいきとした市民社会づくりを目指すため、市民の皆さんの自主的なまちづくり活動に対して助成金を交付します。学識経験者などで構成する運営委員会が、公開により助成先の審査・選考を行うとともに、運営に関する助言なども行い、まちづくり活動の支援や拡大を図ります。
対象団体：次の①②の要件をいずれも満たす団体
① 団体構成員の過半数が広島市民、又は団体の所在地が広島市にあること。
② 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動で広島市のまちづくりにつながる活動を行い、かつ同法第2条に該当する団体であること。
助成内容：
・団体育成助成部門 限度額5万円/件
・まちづくり活動発展助成部門 限度額50万円/件
申請時期：2月頃
問合せ先：**広島市文化財団ひと・まちネットワーク部管理課事業係**(TEL082-541-5335)

※本資料のイラスト：WANPUG

みなさんのまちづくり活動を支援します！

～まちづくり活動の補助制度等を紹介します～ 【令和7年度版】

広島市では、みなさんのまちづくり活動を支援するため、様々な補助制度等を用意しています。
こうした補助制度等は、その目的に応じて、申請することができる団体や補助内容などが異なります。
そのため、どの制度が活用できるのか、みなさんの活動に適しているのか、検討しやすいように一覧にまとめました。



問合せ先

各区役所地域起こし推進課

(活動を行う区の地域起こし推進課に相談してください。)

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp

企画総務局コミュニティ再生課

場 所	電話番号	e-mail アドレス
〒730-8586 広島市中区 国泰寺町一丁目6番34号	082-504-2125	community@city.hiroshima.lg.jp

※各制度の内容は広島市ホームページにも掲載しています。

まちづくり活動等に対する主な支援制度

【各制度の詳しい内容等については、それぞれのパンフレットやホームページ等を御覧ください。】

制度名	区の魅力と活力向上推進事業 (補助金)	“まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金	空き家等を活用した 活動・交流拠点認定制度	広島市地域連携商店街 事業費補助金	三世帯同居・近居 支援事業																																																				
概 要	区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付します。	地域コミュニティの活性化を図るため、新たに、主体的・継続的に行う取組に対して補助金を交付します。 (本制度を活用し、住民同士が話し合い、協力し合い、地域課題の解決等のために一丸となって取り組む過程の中で、住民間の信頼関係や共助意識が芽生え、それがコミュニティの活性化につながることを期待しています。)	空き家等を地域住民の活動・交流の場として活用している場合に、継続した取組になるよう「活動・交流拠点」として認定し、支援します。	商店街を活用した地域のにぎわい創出や地域課題の解決を行う協議会等を支援し、商店街や地域コミュニティの活性化を図るため対象事業に対し、補助金を交付します。	子育てや介護などの支え合いと地域コミュニティの次世代の担い手の確保のため、子世帯が親世帯の近くに住替える(同居を含む。)場合に、引越し費用等を助成します。																																																				
申請することができる者	<u>3人以上で構成される団体</u> (町内会・自治会等の地域団体、NPO法人、民間事業など)	<u>町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」</u>	<u>町内会・自治会、地区社会福祉協議会、広島型地域運営組織「ひろしまLMO」</u>	<u>商店街及び地域団体で構成された協議会等</u>	<u>小学生以下のこどもがいる世帯の世帯主又はその配偶者</u>																																																				
対象となる取組及び支援内容等	【対象となる取組】 区役所が設定したテーマ等に基づいて主体的・継続的に行う取組 ※各区役所が設定したテーマ〔令和6年度の例〕 ・都心にふさわしいにぎわいを創るまちづくり(中区) ・おもてなしの心あふれるまちづくり(東区) ・陸と海の玄関の特色を生かした多くの人を訪れるにぎわいのあるまちづくり(南区) ・元気アップを目指したまちづくり(西区) ・地域愛を育み、みんなで魅力を生み出すまちづくり(安佐南区) ・都市圏北部の拠点として、活力にあふれるまちづくり(安佐北区) ・ふれあいと文化の薫る交流のまちづくり(安芸区) ・自然と共生し、歴史・文化を体感できるまちづくり(佐伯区) 【補助金額】 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>100万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>1/2</td><td>70万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>1/3</td><td>35万円</td></tr></table>	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	100万円	2年度目	1/2	70万円	3年度目	1/3	35万円	【対象となる取組】 次の①～⑨に該当する取組(各取組を1回ずつ申請することができます。) ① 地域活性化プランの作成 ② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり ③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり ④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援 ⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり ⑥ 住民勉強会の開催 ⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施 ⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組 ⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組 【補助金額】 ①及び②の取組 <table><tr><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>10/10</td><td>50万円</td></tr></table> ③～⑨の取組〔補助期間5年間〕 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>5/5</td><td>10万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>4/5</td><td>8万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>3/5</td><td>6万円</td></tr><tr><td>4年度目</td><td>2/5</td><td>4万円</td></tr><tr><td>5年度目</td><td>1/5</td><td>2万円</td></tr></table>	補助率	限度額	10/10	50万円	補助年度	補助率	限度額	初年度	5/5	10万円	2年度目	4/5	8万円	3年度目	3/5	6万円	4年度目	2/5	4万円	5年度目	1/5	2万円	【主な認定要件】 (1) 活用する空き家 ア 家屋及びその敷地全部について、居住その他の使用がなされていないこと。 イ 町内会等が所有者から無償で借り受けている、又は町内会等が所有していること。など (2) 活動内容 ア 地域住民の誰もが利用可能なこと。 イ 月4回以上使用されていること。 ウ 1月当たり延べ50人以上の利用があること。など 【支援内容】 ① 活動・交流拠点の運営等に関する情報の提供や助言 ② 本制度による認定を受けた空き家等の家屋・土地の固定資産税及び都市計画税の減免	【対象となる取組】 (1) プラン策定事業 商店街を活用した地域のにぎわい創出や地域課題の解決に、計画的に取り組む上で必要となるプランを策定する事業 (2) プラン実行事業 (1)で策定したプランに基づき行う、地域のにぎわい創出や地域課題の解決に資する事業 【補助金額】 (1)プラン策定事業 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>単年度</td><td>2/3</td><td>100万円</td></tr></table> (2)プラン実行事業 <table><tr><th>補助年度</th><th>補助率</th><th>限度額</th></tr><tr><td>初年度</td><td>2/3</td><td>700万円</td></tr><tr><td>2年度目</td><td>1/2</td><td>500万円</td></tr><tr><td>3年度目</td><td>1/3</td><td>300万円</td></tr></table>	補助年度	補助率	限度額	単年度	2/3	100万円	補助年度	補助率	限度額	初年度	2/3	700万円	2年度目	1/2	500万円	3年度目	1/3	300万円	【主な申請要件】 ① 新たに、親世帯と同居又は近居(親世帯と同一の小学校区又は親世帯の住宅から直線距離で1.2km以内)すること。【既に同居や近居をしている場合は補助対象外】 ② 住替え後に町内会・自治会に加入し、会の活動や運営に積極的に参画する意思があること。 【助成内容】 ① 助成額：助成対象費用の1／2【上限10万円】 ② 助成対象費用：子世帯が負担する引越し費用、不動産登記費用、仲介手数料、礼金 【受付予定件数】 120件(令和7年度)
	補助年度	補助率	限度額																																																						
初年度	2/3	100万円																																																							
2年度目	1/2	70万円																																																							
3年度目	1/3	35万円																																																							
補助率	限度額																																																								
10/10	50万円																																																								
補助年度	補助率	限度額																																																							
初年度	5/5	10万円																																																							
2年度目	4/5	8万円																																																							
3年度目	3/5	6万円																																																							
4年度目	2/5	4万円																																																							
5年度目	1/5	2万円																																																							
補助年度	補助率	限度額																																																							
単年度	2/3	100万円																																																							
補助年度	補助率	限度額																																																							
初年度	2/3	700万円																																																							
2年度目	1/2	500万円																																																							
3年度目	1/3	300万円																																																							
申請時期	2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	2月頃に第1次募集を実施 ※予算状況に応じて追加募集あり。	11月頃	(1) 令和7年5月7日～8月29日 (2) 令和7年3月25日～8月29日	4月から受付開始(先着順)																																																				
問合せ・申請方法等	申請書類等を区役所の地域起こし推進課(電話番号は表紙にあります。)に提出			申請書類等を中小企業支援課(TEL 082-504-2236)に提出。	申請書類等を電子申請システム、持参又は郵送によりコミュニティ再生課(TEL082-504-2125)に提出																																																				
備 考	※ 申請後、各区役所で開催される補助金審査会において、必要に応じ、申請団体自らがプレゼンテーションを行っていただきます。審査の結果、取組が認められれば補助金が交付されます。取組終了後には、実績報告書等の提出が必要になります。	※ 申請後、補助金審査会において、取組の必要性、公益性、事業効果、実行性・継続性、先駆性・独創性について審査し、認められれば補助金が交付されます。取組終了後には、実績報告書等の提出が必要になります。 ※ 新規事業の募集は、令和7年度分で終了となります。	※ 申請後、12月中に広島市職員が現地に出向き、活動状況等について実態調査を行います。	※ (1) プラン策定事業 申請を検討される場合、事前に商業振興課へご相談ください。 (2) プラン実行事業 令和4年度、5年度、6年度に募集したプラン策定事業を活用した協議会等が対象となります。																																																					